



福岡県医発第 595 号 (地)
令和 4 年 5 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

科学的介護情報システム (LIFE) に関する
お問い合わせフォームの再開及び今後の対応等について

科学的介護情報システム (LIFE) につきましては、令和 4 年 4 月 12 日付け福岡県医発第 144 号 (地) 文書において、LIFE の受託事業者変更に伴い、お問い合わせフォームによる受付が一時停止される旨のご連絡を申し上げたところです。

今般、本年 5 月 18 日 (水) 正午より、LIFE ホームページの「お問い合わせフォーム」が再開される旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

また、令和 4 年 5 月以降の LIFE の新規利用登録につきましては、毎月 25 日までに利用申請を行った事業所に対して、翌月 10 日までに LIFE の新規利用登録用の FAX を送信することが予定※されているとのことです。

※作業に遅れが出た場合は LIFE ホームページで公表されます。

さらに、現在、一部の事業所では過去に LIFE に登録したデータの記録が上書きされるおそれがあることが確認されております。厚生労働省からは、現在確認されている事象や過去の記録が上書きされていた場合の対応等に関する事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、お問い合わせフォームからの回答が遅れたことにより LIFE へのデータ提出が困難となった場合や、新たに事業所番号を取得する事業所等が LIFE へのデータ提出が可能となるまでの間については、「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日)」問 16 における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

令和 4年 5月 19日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公 印 省 略）

科学的介護情報システム（LIFE）に関する
お問い合わせフォームの再開及び今後の対応等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「科学的介護情報システム（LIFE）」につきましては、本年 4 月 7 日付 日医発第 126 号文書において、LIFE の受託事業者変更に伴い、お問い合わせフォームによる受付が一時停止される旨のご連絡を申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、本年 5 月 18 日（水）正午より、LIFE ホームページの「お問い合わせフォーム」が再開される旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、令和 4 年 5 月以降の LIFE の新規利用登録につきましては、毎月 25 日までに利用申請を行った事業所に対して、翌月 10 日までに LIFE の新規利用登録用の FAX を送信することが予定※されているとのことです。 ※作業に遅れが出た場合は LIFE ホームページで公表されます。

さらに、現在、一部の事業所では過去に LIFE に登録したデータの記録が上書きされるおそれがあることが確認されております。厚生労働省からは、現在確認されている事象や過去の記録が上書きされていた場合の対応等に関する事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

なお、お問い合わせフォームからの回答が遅れたことにより LIFE へのデータ提出が困難となった場合や、新たに事業所番号を取得する事業所等が LIFE へのデータ提出が可能となるまでの間については、「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vo1. 3）（令和 3 年 3 月 26 日）」問 16 における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

つきましては貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会会員等へのご周知等ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和4年5月9日 介護保険最新情報 vol. 1074

「新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的介護情報システム（LIFE）の利用申請等について」

（令 4. 5. 9 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

○令和4年5月16日 介護保険最新情報 vol. 1076

「科学的介護情報システム（LIFE）に関するお問い合わせフォームの再開及び今後の対応について」

（令 4. 5. 16 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

○令和4年5月17日 介護保険最新情報 vol. 1077

「科学的介護情報システム（LIFE）における過去の記録の上書きについて」

（令 4. 5. 17 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的
介護情報システム（LIFE）の利用申請等について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1 0 7 4

令和4年5月9日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3965)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年5月9日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新たに事業所番号を取得する事業所等における科学的介護情報システム
(LIFE) の利用申請等について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム (LIFE)」の活用等について（その3）」（令和3年3月26日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により新たに事業所番号を取得する事業所等の利用申請の取扱いをお知らせしたところですが、令和4年4月1日より科学的介護情報システム (LIFE) の受託事業者が変更したことに伴う対応について下記のとおりお知らせしますので、管内市町村、介護サービス事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

LIFE の新規利用登録に当たっては、引き続き、各介護事業者が LIFE ホームページにおいて事業所番号を入力することで、事業所台帳情報を参照して FAX が送信され、それに基づき手続きを進めていただくことになります。この事業所台帳情報の LIFE への反映は、各都道府県による登録から3か月後になるため、新規指定事業所においては手続きを開始できない可能性があります。

つきましては、各都道府県において、以下の方法により、管内の新規指定事業所等の事業所台帳情報の送付をお願いいたします。令和3年度と送付先アドレスが変更となりますのでご注意ください。

（1）送付手順

①各都道府県において、管内の新規指定や住所移転等を行った事業所の情報について、「（別紙）事業所台帳登録用フォーマット」への記入をお願いいたします。当該フォーマットは令和3年度に使用していたものと同じフォーマットです。

②記入いただいたフォーマットについて、以下アドレスへの送信をお願いします。

送付先アドレス：initial-regist@life.jp.nec.com

(2) スケジュール

①令和4年3月及び4月の新規指定等について

都道府県は、新規指定や住所移転等を行った事業所の情報(※)について、従前どおり管内市町村指定分もとりにまとめた上で、令和4年5月16日(月)までに提出をお願いいたします。都道府県からの提出後、随時LIFEへの登録を行い、5月20日(金)までにはLIFEホームページから新規の利用申請を行うことができるようになります。

その上で、5月23日(月)から順次、LIFEの新規利用登録用のFAXの送信を開始します。5月30日(月)までに新規の利用申請を受け付けた事業所については、6月10日(金)までにFAXを送信することを予定しています。作業に遅れが生じた場合には、LIFEホームページでお知らせします。

(※) 従前、令和4年4月10日まで(同年3月分)及び同年5月10日まで(同年4月分)に提出予定であった事業所の情報を想定しています。

②令和4年5月以降の新規指定等について

従前どおり、毎月10日までに、前月の管内の新規指定や住所移転等を行った事業所の情報について、管内市町村指定分もとりにまとめた上で、提出をお願いいたします。都道府県からの提出後、LIFEへ事業所情報の登録は毎月15日頃に完了し、新規の利用申請が可能になります。当該月の25日までに利用申請を行った事業所に対して、翌月10日までに、LIFEの新規利用登録用のFAXを送信することを予定しています。

(3) その他

新たに事業所番号を取得する事業所等について、LIFEへのデータ提出が可能となるまでの間については、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFEの関係加算を算定することが可能であることを申し添えます。ただし、LIFEの利用が可能となってから、算定を開始した月以降のデータの提出を行う必要があります。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）に関する
お問い合わせフォームの再開及び今後の対応について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1 0 7 6

令和4年5月16日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3965)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和3年5月16日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）に関する
お問い合わせフォームの再開及び今後の対応について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

科学的介護情報システム（LIFE）に関するお問い合わせについては、「科学的介護情報システム（LIFE）の受託事業者変更に伴うお問い合わせフォーム等の一部機能の停止及び今後の対応について」（令和4年3月31日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、お問い合わせフォームの一時閉鎖をお知らせしたところです。

今般、下記の通り、お問い合わせフォームを再開するとともに、お問い合わせの受付体制を変更することとしましたので、管内市町村及び介護サービス事業所等への周知をお願いいたします。

記

1. 令和4年5月18日以降のお問い合わせ受付体制について

令和4年5月18日（水）正午より、LIFE ホームページの「お問い合わせフォーム」を再開いたします。令和4年5月18日（水）正午以降は、LIFE の機能全般や新規利用申請に関する問い合わせは、LIFE ホームページのお問い合わせフォームからお問い合わせください。お問い合わせに対する回答は、原則メールで行います。

なお、お問い合わせフォームの受付再開後にいただいたご質問等については、しばらくの間、回答までに日数を要することが想定されますので、あらかじめご了承ください。

また、お問い合わせフォームからの回答が遅れたことにより、LIFE へのデータ提出が困難となった場合については、「令和3年度介護報酬改定に関する

Q&A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

2. 電話でのお問い合わせ受付の終了について

お問い合わせフォームの再開に伴い、LIFE ヘルプデスクの緊急時電話番号(03-6812-7823)でのお問い合わせについては、5月18日(水)16時で受付を終了いたします。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）における

過去の記録の上書きについて

計3枚（本紙を除く）

Vol.1 0 7 7

令和4年5月17日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3965)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 17 日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）における過去の記録の上書きについて

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、科学的介護情報システム（LIFE）に登録されているデータについて、一部の事業所において、過去の記録が上書きされるおそれがあることが確認されました。

つきましては、確認されている事象等について、下記のとおりお知らせいたしますので、内容についてご了知いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

1. 確認されている事象

一部の事業所において、利用者の様式情報を登録する際に、当該利用者の過去の様式情報が上書きされているおそれがあることを確認しました。事業所におかれましては、LIFE ホームページの「操作マニュアル等」に掲載している「操作説明書（本編）」の P119 を参考に、過去の入力内容が正しく LIFE に反映されているかの御確認をお願いいたします。

なお、確認に当たっては、全ての利用者について確認を行う必要はなく、同一の様式を複数回登録した数名の利用者を確認することで、上書きの有無を確認することができます（※）。

過去の入力内容が正しく LIFE に反映されていた場合には、以下の 2. 及び 3. を確認する必要はありません。

※ 例えば、科学的介護推進体制加算の様式を 4 月及び 10 月に登録した数名の利用者について、LIFE 上で、4 月及び 10 月の記録が確認できれば、過去の入力内容が正しく LIFE に反映されていると判断できます。10 月の記録しか確認できない場合には、上書きされていると判断できます。

2. 過去の記録が上書きされていた場合に想定される事象

過去の記録が上書きされていた場合、以下の事象が発生することが想定されます。

- ① 現在実装されている令和4年度 ADL 維持等加算算定ツールにおいては、「様式情報管理」の「ADL 維持等加算」の様式からデータを引用する仕様となっています。そのため、過去の記録が上書きされている場合には、過去の記録を引用することができず、直近に取り込んだ記録のみが引用されるため、ADL 利得の計算ができません。本事象に係る対応については、「科学的介護情報システム（LIFE）の令和4年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について」（令和4年4月21日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）を御確認ください。
- ② 今後実装するフィードバック機能においては、直近と6月前の記録が揃っている利用者を対象として、集計を行います。そのため、過去の記録が上書きされている場合には、6月前の記録を引用することができず、自施設の集計結果の欄が空欄となりますので、ご了承ください。

3. 過去の記録が上書きされていた場合の対応について

別添のとおり、LIFE では各様式について、サービス種類、保険者番号及び被保険者番号が同一の人物に対して、同一の外部システム管理番号が付与された様式が送信された際に、過去の記録が上書きされます。そのため、同一の外部システム管理番号が付与された様式が送信された場合には、過去の記録が上書きされ、復元することができません。

介護ソフトの販売業者におかれましては、LIFE と介護ソフト間における CSV 連携に当たっては、登録する帳票ごとに、異なる外部システム管理番号を付与するようお願いいたします。

事業所におかれましては、介護ソフトにおける対応が行われるまでの間についても、引き続きこれまでどおり様式の送信をお願いします。なお、過去分に遡って入力をやり直す必要はありません。

また、LIFE と介護ソフト間における CSV 連携を活用せず、LIFE の画面から直接様式を入力し、登録を行った場合であっても、既に登録した様式を「修正」ボタンを押下して登録した場合には、修正前の様式は上書きされ、復元することができません。今後の入力に当たっては、「新規登録」又は「コピー」を押下してから入力するをお願いします。なお、過去分に遡って入力をやり直す必要はありません。なお、過去の記録が上書きされていたこと等により、LIFE へのデータ提出が困難であった場合については、「令和3年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和3年3月26日）」問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

外部システム管理番号に係るデータの上書きについて

- 同一の外部システム管理番号が付与された様式の送信は、過去に登録した様式を修正する際に利用することを想定したものであり、同一の外部システム管理番号が付与された様式を送信すると過去の記録が上書きされます。
- そのため、直近と6か月前で同一の外部システム管理番号が付与された様式が送信されていた場合には、今後実装されるフィードバックにおいて、6か月前のデータが存在しないため、フィードバック票上の自施設の集計結果の欄が空欄となりますので、ご了承ください。
- LIFEと介護ソフト間におけるCSV連携に当たっては、登録する帳票ごとに、異なる外部システム管理番号を付与するようお願いいたします。

上書きされる場合とされない場合

様式種別	確定日	サービス種類	保険者番号	被保険者番号	外部システム管理番号	
科学的介護推進体制加算	2021/4/1	介護老人福祉施設	001	001	0001	元ファイル
科学的介護推進体制加算	2021/10/1	介護老人福祉施設	001	001	0001	上書きされる ※元ファイルは削除される
科学的介護推進体制加算	2021/4/2	介護老人保健施設	001	001	0001	違うサービスなので上書きされない
科学的介護推進体制加算	2021/4/3	介護老人福祉施設	002	001	0001	別人物なので上書きされない
科学的介護推進体制加算	2021/4/4	介護老人福祉施設	001	002	0001	別人物なので上書きされない
個別機能訓練加算(Ⅱ)	2021/4/5	介護老人福祉施設	001	001	0001	違う様式なので上書きされない